

# 児童手当制度が変わります

令和6年10月から

10月1日から児童手当制度が改正されました。主な変更点等は次のとおりです。

## 1 主な変更点(概要)

1. 所得制限の撤廃
2. 支給対象を高校生年代までに拡大
3. 第3子以降についての支給金額を15,000円から30,000円に増額(第3子以降加算)
4. 第3子以降加算をする際の子どものカウント条件を、大学生年代までに変更
5. 支給回数を年3回から年6回に変更



制度改正に伴う支給額変更表(支給対象児童一人あたりの月額)

年齢・所得	改正前(令和6年9月分まで)		改正後(令和6年10月分から)	
	第1子・第2子	第3子以降	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円		15,000円	30,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円	15,000円		
中学生	10,000円			
高校生年代(※1)	支給なし(児童数カウント対象)		10,000円	
大学生年代(※2)	支給なし(児童数カウント対象外)		支給なし(児童数カウント対象)	
特例給付対象世帯	一律 5,000円		所得制限なし	
所得制限限度額 以上	支給なし		上記支給額 参照	

※1 高校生年代(平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの子/令和6年時点)

※2 大学生年代(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子/令和6年時点)

上記5.のとおり、**支給回数が年3回から年6回(偶数月の10日)となり、2か月分ずつの支給**になります。

今後の令和6年度分の支給日は次の表のとおりです。12月10日支給分から改正後の金額となります。

定期払	支給予定日	支給対象月
12月期	令和6年12月10日	令和6年10月・11月分
2月期	令和7年2月10日	令和6年12月・令和7年1月分
4月期	令和7年4月10日	令和7年2月・3月分
6月期	令和7年6月10日	令和7年4月・5月分

## 2 制度改正に伴い申請が必要な方

8月末から、18歳までの児童がいる世帯に、制度改正のご案内や申請書類を送付しています。次のいずれかに該当する世帯は申請が必要です。

- ①制度改正前の所得制限限度額超過により児童手当・特例給付の支給対象外となっている世帯
- ②中学生以下のお子さんはおらず、高校生年代のお子さんがある世帯
- ③大学生年代のお子さんを養育しており、かつ、大学生年代のお子さんと高校生年代までのお子さんが合わせて3人以上いる世帯

申請の最終期限は、令和7年3月31日です。申請がお済みでない方は、お早めに申請をお願いします。

詳しい申請方法等は、送付したご案内や市ホームページでご確認ください。

その他、ご不明な点はこども課までお問い合わせください。

問こども課 ☎0297(21)2191